

豊島区アスベスト分析調査助成金交付要綱

〔令和 6 年 3 月 29 日〕
環境清掃部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、豊島区内(以下「区内」という。)において建築物の解体等工事の際に行うアスベスト分析調査に係る費用を助成することにより、アスベストの飛散防止対策を促進し、もって区民の安全と健康の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けバークュライト又は吹付けパーライトのいずれかで、その含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1%を超えるものをいう。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号)第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する者をいう。
- (3) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条若しくは同法第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第 1 項(同法第 66 条において準用する場合を含む)に規定する法人をいう。
- (4) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 項に規定する建築物をいう。
- (5) 解体等工事 建築物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。

（助成対象者）

第 3 条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内に建築物を所有する個人又は法人
- (2) 区内に所在する分譲集合住宅の管理組合の代表者
- (3) その他区長が必要と認める者

（助成対象建築物）

第 4 条 助成対象となる建築物は、区内に所在する建築物のうち平成 18 年 8 月 31 日以前に建築されたものとする。

（助成対象の分析調査）

第 5 条 助成対象となる分析調査は、解体等工事の際に行う事前調査のうち、アス

ベスト含有が疑われるものについて行うアスベスト含有の有無に係る分析調査であって、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、アスベスト分析調査完了後、1年以内に豊島区アスベスト分析調査助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 助成を受けようとする建築物の所有者及び建築年月を示す書類
- (2) 解体等工事に伴う事前調査であることを示す書類
- (3) 分譲集合住宅の管理組合の代表者にあつては、当該管理組合の代表者であることを示す書類
- (4) 平面図や写真など、分析調査実施箇所が分かる書類
- (5) アスベスト分析調査費用支払い領収書の写し及び費用内訳が分かる書類
- (6) アスベスト分析調査結果報告書の写し
- (7) その他区長が必要と認めるもの

2 助成金の交付申請の受付期間は、4月1日から2月15日(この日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。)までとする。

(申請の取り消し)

第7条 申請者は、前条の規定による申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、第6条の規定により提出された書類の内容を審査の上、交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、豊島区アスベスト分析調査助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定をするにあたり、必要と認める条件を付することができる。

(助成金の交付額等)

第9条 助成金の額は、アスベスト分析調査に要した費用の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の交付額は、当該年度の予算の範囲内とする。

3 助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき1回限りとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付請求)

第10条 第8条第1項の規定により助成金交付の決定を受けた者(以下「被助成者」という。)は、速やかに豊島区アスベスト分析調査助成金交付請求書(別記第3号様式)を提出し、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 助成金の交付請求の受付期間は、交付決定のあった日から交付決定のあった年

度の3月15日（この日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。）までとする。

3 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、被助成者が次の各号のいずれかに該当する場合、豊島区アスベスト分析調査助成金交付決定取消通知書（別記4号様式）により助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた場合。
- （2）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

（助成金の返還）

第12条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取消した場合において、すでに助成金が交付されている場合の返還、豊島区補助金交付規則（昭和61年8月27日規則第59号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（被助成者の責務）

第13条 被助成者は、アスベスト分析調査の対象建築物にアスベストが使用されていることが明らかになった場合、解体等工事の施工にあたって関係法令を遵守しアスベストの飛散防止に努めなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、環境清掃部長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。